

飼い犬には狂犬病の予防注射を！

狂犬病予防法に違反すると罰金を科せられる場合があります

狂犬病予防法により次のことが義務付けられています！違反すると20万円以下の罰金の対象になります。

- お住まいの市区町村に飼い犬を登録すること。
- 飼い犬に年1回の予防注射を受けさせること。
- ▶犬の登録先/役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
- ▶予防注射実施先
 - 釧路地区農業共済組合弟子屈支所 ☎ 4 8 2 - 2 5 7 1
 - 三城家畜病院 ☎ 4 8 2 - 2 9 0 0



正しく飼ってくださいますようお願いいたします

※町外の動物病院で注射をした場合は、役場への届け出が必要です。
※飼い犬が死亡した場合は、必ず役場へご連絡ください。

飼い主として責任ある行動を！

犬のフンの放置は、周辺の方々に迷惑になるばかりでなく衛生面でも悪影響を及ぼします。散歩時に限らず、ご自分の敷地内のフンであっても、責任を持って処理しましょう。

また、犬の放し飼いは法律で禁止されています。散歩の際はリードを付けるなど、周囲の安全に配慮した行動をお願いします。万が一、飼い犬が逃げ出した場合は、役場環境生活課と警察に必ず連絡してください。



ダメ！絶対！

迷子犬を見かけたら

敷地の外に放たれている犬を見かけた場合は、お手数ですが役場環境生活課までご連絡くださるようお願いいたします。

問い合わせ先/役場環境生活課生活係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

エコのすすめ

小さなことからコツコツと！環境に配慮した行動の積み重ねが地球や家庭の「エコ」につながります。
「エコ」って…？
元々は「エコロジー」からきている和製英語です。エコロジーには生態学という意味があり、そこから「生態・環境に配慮した行動・活動」を行う際に使われるようになりました。



ごみの分別を再確認！

今月は廃棄物適正処理推進月間です。ごみの分別が正しいか「ごみの分け方・出し方辞典 たつじん」などをご覧になって、もう一度、確認してみましょう。最近変わった分別方法・出し方については次のとおりです。

ガラスびんの分別・出し方

- ①びんのふたは外して、プラスチックごみか不燃ごみに分別する。
- ②びんのラベルは、はがさなくても大丈夫。
- ③割れたびんや、ひび割れたびん、陶器、ガラス食器などは不燃ごみに分別する。
- ④資源ごみ(緑色)の袋に入れて出す。

スプレー缶類の分別・出し方

- ①中身やガスを必ず出しきる。(穴開けは不要)
- ②キャップやノズルは必ず外して、プラスチックごみなどに分別する。
- ③中身の分かる袋に入れる。(指定の袋は不要)
- ④袋にマジックなどで「スプレー」と書いて出す。

一人一人が「自然の番人」！ 不法投棄・野焼きを「しない」「させない」「許さない」！

釧路管内では、ごみのポイ捨てや不法投棄などを撲滅し自然環境を未来へ引き継ぐことを目的とした「自然の番人」事業を実施しています。不法投棄は水質汚濁や土壌汚染などを引き起こし、野焼きはダイオキシン類・塩化水素などの有害物質が発生する原因となります。

皆さん一人一人が「自然の番人」です。不法投棄・野焼きの現場を目撃した場合は、役場環境生活課環境係か弟子屈警察署までご連絡ください。

問い合わせ先/役場環境生活課環境係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)
弟子屈警察署 ☎ 4 8 2 - 2 1 1 0

今年も販売決定!!

おとくDEしよう品券

1人 販売価格20,000円(4冊)まで (先着順)

70歳以上の方に先行販売

▶日時/11月11日(金) 9時~17時
▶場所/弟子屈町商工会

※詳しくは広報てしかが11月号でお知らせします。

問い合わせ先/弟子屈町商工会 ☎ 4 8 2 - 2 2 5 9

11/13(日)
10:00
販売開始!

地方税合同公売会を開催します

北海道(総合振興局)と市町村などでは、差し押さえた財産の合同公売会を開催します。会場には、原則として差し押さえた物件を陳列しますので、ご自身でご確認の上、入札や競り売りに参加することができます。(物件によっては、当日は陳列されず、別の場所での事前の下見や事後の引き渡しとなる場合があります)多くの皆さんの来場をお待ちしています。詳細は、釧路総合振興局のホームページをご覧ください。

▶日時/10月30日(日) 11時開場
①入札・11時~ 開札・13時~
②競り売り開始・正午~(受け付けは11時55分まで)※受け付けされないと競り売りには参加できません。

▶場所/釧路市観光国際交流センター(釧路市幸町3-3)

▶参加団体/釧路・根室・十勝管内の市町村、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、十勝市町村税滞納整理機構、北海道(釧路総合振興局・根室振興局・十勝総合振興局)

▶必要なもの/身分証明書(免許証・健康保険証など)、印鑑、買い受け代金(現金のみ)

☐問い合わせ先/役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)、釧路総合振興局納税課 ☎ 0 1 5 4 ④ 9 1 7 1 まで。URL http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/index_nzi.htm